

特別簡易型

(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路 38 号線他街路築造工事 (その 2)

落札者決定基準

令和 7 年 1 月
京都 市 建 設 局

I 技術資料の評価基準

分類	評価項目	配点表	評価基準		
企業の施工能力等	(1) 京都市市長部局が発注し、元請として受注した工事（ただし、工事種別を「土木工事」、「鋼橋梁工事」及び「PSC工事」とする。）のうち、平成30年度から令和6年10月31日までに完成済みの工事成績評定点の平均値	2	5	a 平均点が80点以上の場合	(2点)
	(2) 京都市との災害協定の締結	1		b 平均点が75点以上80点未満の場合	(1点)
	(3) 次の①及び②に該当する工事の合計件数 ① 京都市市長部局が発注し、令和6年4月1日から技術資料の提出日までに、元請として受注した工事（ただし、工事種別が「建築工事」を除く。）の件数 ② 京都市市長部局が発注し、令和6年3月31日以前に、元請として受注し、当初契約の工期末が令和6年4月1日以降である工事（ただし、工事種別が「建築工事」を除く。）の件数	2		c 平均点が75点未満の場合	(0点)
配置予定技術者の能力等	(1) 配置予定技術者の1級土木施工管理技士の資格取得状況	1	3	a 京都市と災害協定を締結している団体に属している	(1点)
	(2) C P D Sにおいて、令和5年度又は令和6年度に取得した1年間の各年度の学習単位	1		b 上記に該当しない場合	(0点)
	(3) 配置予定技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか。）への若手（40歳以下）又は女性の登用状況	1		a 該当する工事の合計件数が0件	(2点)
企業の社会性・信頼性	品質マネジメントシステム（I S O 9 0 0 1）、環境マネジメントシステム（I S O 1 4 0 0 1（又はK E S））の取得状況	2	2	b 上記に該当しない場合	(0点)
	(貢献度) = (市内1次下請総数) ÷ (1次下請総数) × 100(%)	2		a 資格取得から10年以上の経験を有している	(1点)
		2		b 上記に該当しない場合	(0点)
加算点計		12	12		

注1) 各評価項目が確認できる資料（最新の団体名簿、学習履歴証明書の写し、資格者証等の写し、登録証の写し等、技術資料提出日において3か月以上の雇用関係が確認できる資料（事業所名の記載がある健康保険情報（「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」P D F、資格確認書等）の写し等）も併せて提出すること。提出された資料で、各評価項目が確認できない場合は評価しない。

注2) 落札者決定基準、入札公告、設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとする。（<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html>）

注3) 提出資料が「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は、入札を無効とする。

II 技術資料の評価項目

本工事は、伏見西部第三地区土地区画整理事業において、区画道路等を整備することにより、事業の促進及び周辺宅地の早期利用開始を図るものである。

本工事の品質確保・向上を図るために、優秀な施工能力及び豊富な施工経験に基づいた施工技術等が求められるため、その内容をとりまとめた書面（以下「技術資料」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する必要がある。

したがって、本工事は総合評価方式を採用し、総合評価方式における技術資料について、下記のとおり求めるものである。

1 企業の施工能力等（様式2）

(1) 京都市市長部局が発注し、元請（共同企業体を含む。）として受注した工事（ただし、工事種別を「土木工事」、「鋼橋梁工事」及び「PSC工事」とする。）のうち、平成30年度から令和6年10月31日までに完成したものについて、工事成績評定点の平均値※（小数第1位を切捨て整数とする。）を評価する。ただし、随意契約、単価契約及び小規模修繕等の案件を除く。

※ 工事成績評定点の平均値は、京都市競争入札等取扱要綱 第3条第2号アに規定するものとする。

(2) 元請事業者が、本件の技術資料の提出日において、京都市と「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」又は「災害発生時における応急対策活動に関する協定」を締結している団体※に加入している場合に評価する。

※ （一社）京都府建設業協会、京都土木協会、（一社）京都道路建設業協会、（一社）全国中小建設業協会全中建京都及び京都部落建設業者共同組合に限る。

(3) 次の①及び②に該当する工事の合計件数を評価する。

① 京都市市長部局が発注し、令和6年4月1日から技術資料の提出日までに、元請（共同企業体を含む。）として受注（落札決定）した工事（工事種別が「建築工事」を除く。）の件数。

ただし、随意契約、単価契約及び小規模修繕等の案件を除く。

② 京都市市長部局が発注し、令和6年3月31日以前に、元請（共同企業体を含む。）として受注（落札決定）し、当初契約の工期末が令和6年4月1日以降である工事（工事種別が「建築工事」を除く。）の件数（注）。

ただし、随意契約、単価契約及び小規模修繕等の案件を除く。

（注）変更契約で工期末が令和6年4月1日以降となった工事は、②の件数には含まないものとする。

2 配置予定技術者の能力等（様式3～8）

以下の(1)及び(2)については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として入札参加確認申請した場合、評価点の合計が最も低い者について評価する。

(1) 元請事業者の配置予定技術者が、一級土木施工管理技士の資格取得から技術資料提出期日までの期間において、10年以上の経験の有無について評価する。

(2) 元請事業者の配置予定技術者が、C P D S ((一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度)において、令和5年度又は令和6年度に取得した各年度の学習単位の取得状況により評価する。

ただし、対象とする期間は各年度において4月1日から3月31日の1年間※とする。

※ 証明期間については、各年度の4月1日から3月31日の1年間とすること。

（証明期間と証明日は異なるため注意すること。）

(3) 元請事業者が、若手（本件の技術資料の提出日時点で満40歳以下）又は女性を、本工事において監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかとして登用する場合に評価する。ただし、常勤の自社社員であり、かつ技術資料の提出日において、引き続き3か月以上の雇用関係があること。また、登用する技術者について、工期中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

(ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合。

(イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、受発注者間で協議して合意したとき。

なお、若手又は女性の技術者は、最大3名まで提出することができるが、落札した場合は、直ちに実際に配置する技術者を特定し、工事担当課に書面（任意様式）で報告すること。

3 企業の社会性・信頼性（様式9）

元請事業者の技術資料の提出日において、品質マネジメントシステム（I S O 9 0 0 1）、環境マネジメントシステム（I S O 1 4 0 0 1（又はK E S））の取得状況を記載し、当該の証明資料を提出すること。

技術資料の提出日において、更新手続中である場合には、当該手続中であることを証明する書類をもって登録が有効であるものとする。

ただし、技術資料の提出日から契約工期の末日までの期間を通じて登録が有効であること、又は契約期間中において未登録の期間が生じないこと。また、K E Sについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかるK E S登録証有効期限延長の対象となっている場合は、その旨を証明する書面（特定非営利活動法人K E S環境機構が発行した登録有効期間延長証明）を併せて提出すること。

なお、登録範囲は「土木工事」に係る内容であること。

4 地域貢献（様式 10）

下式で算出される「貢献度」により評価する。

$$(貢献度) = (市内1次下請総数) \div (1次下請総数) \times 100\% (%)$$

ただし、市内企業：京都市内に本店を有する企業（企業又は個人事業者）

1次下請企業：建設業法第24条の8における下請負人のうち

1次下請負人となるもの及び1次下請負人となる警備会社

市内1次下請総数：1次下請企業のうち、市内企業の総数

1次下請総数：1次下請企業の総数

III 総合評価に関する事項

1 技術資料の評価方法

(1) 標準点

標準点は、技術資料の提出期間に必要事項等について、記載漏れのない技術資料を本市に提出した入札参加者に対して100点を与える。

(2) 加算点

加算点は、落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された技術資料を評価し、点数化した合計値とする。

(3) 評価値

① 評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

② 評価値は、以下の方法に基づき算出し、端数処理は行わないものとする。

(4) 評価値の算出方法

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

= (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格

(5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の評価結果に基づき算出した、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときにを行うことが義務付けられている。また、その際に落札者決定時においても意見を聞くように求められた場合には、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者を決定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、入札を無効とする。

① 技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合

② 技術資料に記載漏れがある場合

③ 技術資料の様式が定められたものと異なる場合

④ 技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合

⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合

2 履行確保とペナルティ

- (1) 技術資料に記載した事項については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確實に履行するものとする。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。
- (2) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、完成検査成績評定の法令遵守等の項目において工事成績評定点を減ずることとする。

なお、技術資料に記載した事項を達成する意志が受注者に認められないなど、受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づき参加停止の措置をとる場合がある。
- (3) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する。

$$\boxed{\text{違約金（税抜）} = A - A \times \{(B + C_2) \div (B + C_1)\}}$$

ただし、

- A : 当初の入札金額（税抜）
B : 標準点（100）
C1 : 入札時の技術資料に基づく加算点
C2 : 技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点
計算の過程では、小数第4位未満を切り捨てる。
違約金は、1円未満を切り捨てる。

以上